

～個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受領される団体の皆様へ～

日頃から、県政にご協力いただきありがとうございます。

平成29年度の税制改正により、指定都市（北九州市・福岡市等）にお住いの方の個人住民税の税率が変更されたことに伴い、都道府県・市町村の条例で指定された寄附金の税額控除割合が変更されました。

寄附金を受領される場合は寄附金控除制度が円滑に運用されるよう、ご協力ををお願いいたします。

変更の内容

平成29年1月1日時点で指定都市に住所を有する方の寄附金税額控除における控除率が変わりました。

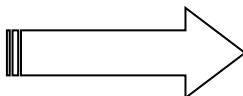
(平成29年1月1日以降に支出された寄附金から適用になります。)

【現行】

県民税	4%
市民税	6%

【改正後】

県民税	2%
市民税	8%



指定都市では条例指定されておらず、県のみが条例指定している寄附金については、控除額が減少します。寄附金控除制度については裏面をご覧ください。

(例) 北九州市にお住いの方が、北九州市の条例指定を受けていない福岡県内に主たる事務所を有する社会福祉法人に30,000円を寄附した場合の控除額の計算

【改正前】

$$30,000 \text{ 円 (寄附金額)} - 2,000 \text{ 円} \times 4\% = 1,120 \text{ 円}$$

【改正後】

$$30,000 \text{ 円 (寄附金額)} - 2,000 \text{ 円} \times 2\% = 560 \text{ 円}$$

※指定都市以外に在住の方については変更はありません。

寄附をされた方への周知について(指定都市在住の方から寄附を受けた場合)

貴団体への寄附金が、県・指定都市の条例指定を受けているかをご確認いただき、指定都市の条例指定を受けていない場合には、県民税の寄附金控除割合の変更についてご案内いただきますようお願いします。

お問合せ先

貴法人が、県、指定都市の条例指定を受けているかどうか不明な場合は下記までお問い合わせください。

	担当部署	電話番号
福岡県の指定状況	福岡県総務部税務課 直税第一係	092-643-3064
北九州市の指定状況	北九州市財政・変革局税務部課税第一課	093-582-2033
福岡市の指定状況	福岡市財政局税務部課税企画課	092-711-4207

都道府県・市町村が条例で指定する団体への寄附金控除制度について

1. 制度の概要

所得税の控除の対象となる寄附金のうち都道府県・市町村が条例により指定した寄附金に該当する場合は、一定の金額が個人住民税所得割額から控除されるものです。

2. 指定の対象となる寄附金

財務大臣が指定した寄附金	
特 定 公 益 増 進 法 人 に 対 す る 寄 附 金	①独立行政法人
	②地方独立行政法人（試験研究、病院事業、社会福祉事業、介護老人保健施設、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理を主たる目的とするもの）
	③国立健康危機管理研究機構、自動車安全センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社及び福島国際研究教育機構
	④公益社団法人・公益財団法人
	⑤私立学校法人で学校の設置又は学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人
	⑥社会福祉法人
	⑦更生保護法人
認定特定公益信託の信託財産とするための支出	
認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する寄附金	

3. 控除額

(寄附金[※1] - 2千円) × 10%[※2]

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 都道府県が指定した寄附金は4% (改正後：指定都市在住者のみ2%)

市町村が指定した寄附金は6% (改正後：指定都市在住者のみ8%)

(都道府県と市町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

※条例指定の手続きは、各地方団体によって異なります。条例指定を受けるためには、申請が必要な場合がありますので、手続や条例指定の状況については、裏面の問合せ先におたずねください。